

# 結核定期健康診断月報について

このような場合、**保健所へ報告する必要があります。**

健康診断の実施者（事業主や施設の長等）は、表1の対象者について健康診断を実施した場合、感染症法第53条の7に基づき、結核に関する事項（胸部X線撮影数等）を報告する必要があります。

なお、対象者以外の方が受診した健康診断の報告は不要です。

表1 実施者種別ごとの健康診断の対象者

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第12条）

実施者種別	対象者	回数
事業所	学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く）病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号に規定する施設において <b>業務に従事する者</b>	毎年度に1回
学校長	大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限が1年未満のものを除く。）の <b>学生又は生徒</b>	入学した年度に1回
施設の長	社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号に規定する施設に <b>入所している者</b>	65歳に達する日の属する年度以降において毎年度に1回
	監獄に <b>収容されている者</b>	20歳に達する日の属する年度以降において毎年度に1回
市町村長	市町村が管轄する区域内に居住する者のうち、 <b>上記（1～3）対象者以外の者</b> （市町村が定期の健康診断の必要がないと認める者及び下段に掲げる者を除く。）	65歳に達する日の属する年度以降において毎年度に1回
	市町村がその管轄する区域内における結核の発生状況、定期の健康診断による結核患者の発見率その他の事情を勘案して特に定期の <b>健康診断の必要があると認める者</b>	市町村が定める定期において市町村が定める回数

## 抜粋 社会福祉法第2条第2項について

2次に掲げる事業を第1種社会福祉事業とする。

- 一 生活保護法に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で収容して生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業
- 二（略）
- 三 老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業
- 三の二 障害者支援法に規定する障害者支援施設を経営する事業
- 四 障害者自立支援法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設を経営する事業
- 五 障害者自立支援法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設を経営する事業
- 六 売春防止法に規定する婦人保護施設を経営する事業
- 七（略）